

緒 言

大 井 利 夫* 菊 地 臣 一**

本誌上シンポジウムは、日本整形外科学会産業医委員会が企画し、第74回日本整形外科学会学術集会(学会長・守屋秀繁 千葉大学教授)にて行われたパネルディスカッション「頸肩腕症候群と肩こり—疾患概念とその病態—」の議論を踏まえて、下記の演者により論述されたものである。パネルディスカッションの座長および演者、演題名を示す(敬称略)。

座長：大井利夫、菊地臣一

演者および演題名：

- ①中村利孝，橋本 卓「頸肩腕症候群と肩こり—疾患概念とその病態—」
- ②三笠元彦「頸肩腕症候群と肩こり 文献的検討」
- ③矢吹省司，菊地臣一「肩こりの病態」
- ④多田浩一，吉田竹志，村瀬 剛「頸肩腕症候群と肩こり—職場での実態調査—」
- ⑤伊地知正光「頸肩腕症候群と肩こり—診療現場での現状—」

本パネルディスカッションが企画された背景には次のような事情があった。以前より頸肩腕症候群と労働との関連はしばしば問題になり、産業医の関心を集めていた。第71回日本整形外科学会学術集会では、産業医委員会企画による同様なパネルディスカッション「頸肩腕症候群—職場における頸肩腕症候群—」が行われている。しかし、整形外科医が診断名として用いる頸肩腕症候群の疾患概念は必ずしも明確とはいえず、さらにこの症候群命名の起こりから、労働との関連は明らかにされてこなかった。

一方、産業衛生学会を始め労働衛生に関与する医師の間では、作業に関連して頸肩腕部に愁訴を有する状態を「頸肩腕障害」として規定し、整形外科のいう「頸肩腕症候群」の多くはこの「頸肩腕障害」に含まれるとしてきた。このことは不幸にして労災認定の問題として取り上げられ、法廷で争われることもあった。

すなわち、整形外科では「頸肩腕症候群」を診断名として用いてきたのに対し、産業衛生学の分野では労働災害の認定病名として用いられてきた傾向がある。この疾患概念の差異が、しばしば労災認定をめぐる混乱を招来してき

* 上都賀総合病院整形外科

** 福島県立医科大学医学部整形外科

た。

日本整形外科学会理事会では、かかる事態を憂慮して頸肩腕症候群について整形外科としての疾患概念を明確にするように産業医委員会に検討を指示した。これを受けて産業医委員会では頸肩腕症候群の疾患概念と、本症候群に随伴し病態の明確でない肩こりを取り上げ本パネルを企画した。

したがって、このパネルディスカッションの目的は、整形外科における「頸肩腕症候群」の疾患概念と随伴する症状「肩こり」の病態を明確にし、作業との関連を明らかにすることにある。

討議事項は①「肩こり」の病態とその生理因子、②「頸肩腕症候群」の疾患概念、③「肩こり」および「頸肩腕症候群」と作業との関連性、④「頸肩腕症候群」と「頸肩腕障害」の差異—特に労働災害との関係—とした。各演者はそれぞれの立場から問題点を論述し、本パネルディスカッションの問題点を明らかにした。それらについては、各論文を参考にしていきたい。

演者間および今までの産業医委員会内における討議は、最近欧米を中心に、産業医学領域で問題視されている work-related musculoskeletal disorders (WRMSD) (=作業関連筋骨格系障害)¹⁾という概念を頸肩腕症候群に持ち込み得るかが中心となった。それは疫学的視野だけでなく、肩こりを含め予防および治療方法選択の観点から病態生理学的に解明されることも求められなければならない。そこに整形外科としての立場があるとも言えるであろう。

残念ながら、現段階では頸肩腕症候群と肩こりの病態生理因子のすべてを明らかにし得ていない。しかし、今回の検討を通して、産業医委員会としては頸肩腕症候群の疾患概念に作業関連の要因も含ませることにより、整形外科としての頸肩腕症候群の疾患概念を明確に確立し得るとの結論に達し提言することにした。すなわち、頸肩腕症候群の中には作業との関連が要因と考えられる症例が存在し、それらを「頸肩腕障害」(頸肩腕作業関連病)として「頸肩腕症候群」に含むとする。換言すれば、頸肩腕症候群の概念の中に、動作や作業が要因として深く関与している障害も含まれるとした。

そのうえで、産業医委員会としては、筋骨格系の疾患に要因として作業が深く関与するものがあり得ること、それをあたかも内科系で「生活習慣病」なる概念を提唱したごとく「作業関連病」として呼称し、そのことを整形外科として認識することにより病態の解明や治療方法の選択に幅が広がる可能性があることを提言した。

もちろんすべての問題が解決したわけではなく、解明しなければならない課題は山積している。例えば、「いかなる作業が生体組織にいかなる変化を来すか」「軽症は機能障害、重症は器質障害の図式が成り立つか」「機能障害を認めた場合、病態別・重症度別に分類と対応する治療法を組み立て得るか」「作業に関連する作業関連病と補償に関連する業務関連疾患とに差異が生じ得ないか」「肩こりに代表される慢性疲労の病態の解明の必要性」など今後さらなる検討を要する問題は多いが、これらを明らかにすることにより「頸肩腕症候群」の疾患概念はいつそう明確になるものと期待される。

今回は、頸肩腕症候群のうち、作業関連の要因が原因と考えられる症例を「頸肩腕障害」とすることを提案するとともに、合わせて「作業関連病」の概念を提示した。

文 献

- 1) National Research Council, 日本整形外科産業医委員会 翻訳：作業関連筋骨格系障害。エビデンスの検証。金原出版、東京、2001